

石巻赤十字看護専門学校学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、赤十字の理念を基調とし、豊かな人間性を育み、看護に関する幅広い能力を備えた赤十字看護師として、広く社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、石巻赤十字看護専門学校という。

(位置)

第3条 本校の位置を宮城県石巻市蛇田字西道下7 1 番地に置く。

第2章 学科、修業年限及び学生定員

(課程、分野及び学科)

第4条 本校の課程、分野及び学科は次のとおりとする。

課程	分野	学科
専門課程	医療関係	看護学科・3年課程

(修業年限及び在学期間)

第5条 修業年限は、3年とする。

2 学生は、5年を超えて在学することはできない。

(定員)

第6条 学生の総定員は、120名とし、各学年定員は40名とする。

(授業時間)

第7条 始業及び終業時間は、午前8時30分から午後4時45分までとする。

ただし、実習その他の理由により学校長が必要と認めた場合は、変更することができる。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(学期)

第9条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 日本赤十字社創立記念日

(4) 春季休業 3月20日から4月9日まで

(5) 夏季休業 7月21日から8月24日まで

(6) 冬季休業 12月24日から1月7日まで

2 必要がある場合、学校長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学校長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、退学及び休学等

(入学の時期)

第11条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第12条 本校に入学することのできる者は、学校教育法第90条第1項の規定に該当する者とする。

(入学の出願)

第13条 本校に入学を志願する者は、本校所定の書類に受験料を添えて学校長に提出しなければならない。

2 前項の提出の時期、方法、書類等については、学校長が別に定める。

(入学者の選考)

第14条 前条の入学志願者については、学校長が別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

- 第 15 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、本校が指定する期日までに、誓約書その他本校所定の書類に入学金を添えて学校長に提出しなければならない。
- 2 学校長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

- 第 16 条 保証人は、2 名とし、学生の在学中その一身上に関する事項について一切の責任を負わなければならない。
- 2 保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。
- 3 保証人が死亡し又はその資格を失ったときは、直ちに他の保証人を補充し、誓約書をあらためて提出しなければならない。
- 4 保証人の住所、氏名に変更があったときは、直ちに学校長に届け出なければならない。

(入学延期の願出)

- 第 17 条 入学を許可された者が傷病その他やむを得ない事由のため入学延期を願い出ようとする場合は、所定の入学延期願に医師の診断書等の書類を添えて学校長に提出するものとする。

(転入学)

- 第 18 条 本校に転入学を希望する者がいるときは、欠員のある場合に限り、学校長は別に定めるところにより入学を許可することができる。

(休学)

- 第 19 条 学生が傷病その他やむを得ない理由により休学する場合は、保証人連署の願書に医師の診断書又は理由書を添えて提出し、学校長の許可を受けなければならない。

(休学の期間)

- 第 20 条 休学期間は、通算して 2 年を超えることはできない。
- 2 休学した期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

- 第 21 条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学校長の許可を得て復学することができる。

(出席停止)

- 第 22 条 学校長は、病気その他の理由により学生に出席停止を命ずることができる。

(自主退学又は転学)

- 第 23 条 学生が傷病その他やむを得ない理由により退学又は転学しようとするときは、保証人連署の願書を提出し、学校長の許可を受けなければならない。

(退学命令)

- 第 24 条 学校長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、退学を命ずることができる。
- (1) 休学期間を超えてなお修学できない者
 - (2) 長期間にわたり行方不明の者
 - (3) 授業料等を納期までに納付せず、かつ督促しても納付しない者

第 5 章 教育課程及び成績の評価

(教育課程)

- 第 25 条 教育課程は、別表第 1 のとおりとする。

(単位の計算方法)

- 第 26 条 前条別表第 1 に示す授業科目の単位の計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次のように定める。
- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
 - (2) 実験、実習（臨地実習を含む。）及び実技については、30 時間から 45 時間の範囲で定めること。

(単位の認定)

- 第 27 条 授業科目を履修した学生に対し、試験により単位を与える。
- 2 授業科目の配置、単位数及び履修方法等は、学校長が別に定める。
 - 3 授業科目について所定の出席時間数に達した学生に限り、その授業科目を履修したものとみす。
 - 4 成績の評価は、100 点を満点とし、60 点以上を合格とする。
 - 5 傷病その他やむ得ない理由により試験に欠席した学生に対しては、追試験を行なうことがある。
 - 6 追試験については、学校長が別に定める。
 - 7 成績が 60 点未満の学生に対しては、再試験を行うことがある。
 - 8 再試験については、学校長が別に定める。

(入学前の既習単位の認定)

- 第 28 条 本校は、教育上有益と認めるときは、学校長が別に定めるところにより、大学若しくは高等専門学校又は保健師助産師看護師学校養成所指定規則（以下「指定規則」という。）において厚生労働省が定める医療関係職種の資格に係る学校若しくは養成所で、指定規則別表 3 に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者が、本校に入学する以前に修得した単位については、本人からの申請に基づき、個々の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認める場合には、総取得単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で本校における履修に替えることができる。
- 2 指定規則別表 3 備考 2 及び別表 3 の 2 備考 3 にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 号の規定に該当する者で本校に入学した者の単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部改正する省令（平成 20 年厚生労働省令第 42 号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号）別表 4 に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第 4 若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成 20 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号）別

表4に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、保健師助産師看護師養成所指定規則別表3及び別表3の2に定める基礎分野の履修に替えることができる。

第6章 卒業

(卒業)

- 第29条 学校長は、本校に3年以上在学し、第25条に定める授業科目を履修し、103単位を修得した者について卒業を認定する。
- 2 学校長は、書式第1号により、卒業証書を授与する。
 - 3 前項の卒業証書を授与された者には、学校長は、書式第2号により、専門士（医療専門課程看護学科）の称号を授与する。
 - 4 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者については、卒業を認めないものとする。

(資格の取得)

- 第30条 本校を卒業した者には、看護師国家試験の受験資格が与えられる。

第7章 受験料、入学金、授業料等

(授業料等の種類及び額等)

- 第31条 入学を志願する者は受験料を、入学を許可された者は入学金、授業料及び施設整備費を納付しなければならない。
- 2 前項に定める受験料、入学金、授業料及び施設整備費の納付金額は、別表第2のとおりとする。

(授業料等の納付時期)

- 第32条 受験料は入学願書提出時に、入学金は入学手続き時にそれぞれ納付しなければならない。授業料及び施設整備費は、年額の2分の1に相当する額をそれぞれ前期分及び後期分とし、前期分を4月中に、後期分を10月中に納付しなければならない。

(授業料等の特例)

- 第33条 学校長は、経済的理由により授業料を納付することが困難であると認められ、かつ学業が優秀であると認められる者、その他やむを得ない理由があると認められる者にかかる授業料等の納付の特例を定めることができる。

(休学の場合の授業料等)

- 第34条 休学を許可された場合は、休学当該期及び復学当該期の授業料及び施設整備費は原則として納付しなければならない。
- 2 半学期又は全学期すべての日を休学する場合は、授業料及び施設整備費を免除する。ただし、半学期のすべての日を休学する場合には、在籍料として15,000円、全学期の休学は30,000円

を納付しなければならない。

(退学、転学及び停学の場合の授業料等)

- 第 35 条 退学又は転学を許可された場合、又は退学を命ぜられた場合においても、その学期の授業料及び施設整備費は納付しなければならない。
- 2 停学を命じられた場合においても、その期間中の授業料及び施設整備費は納付しなければならない。

(受験料、入学金及び授業料等の返還)

- 第 36 条 既納の受験料、入学金、授業料及び施設整備費は、いかなる理由があっても返還しない。

第 8 章 職 員 組 織

(職員組織)

- 第 37 条 学校に次の職員を置くものとする。

学 校 長	1 名
副学校長	1 名
教務主任	1 名
専任教師	9 名以上
講 師	30 名以上
校 医	1 名
事務部長	1 名
主 事	2 名以上

- 2 前項の職員のほか、学校長は、必要があると認めたときは、教務部に教務助手及び舎監、事務部に事務係長及び業務員並びに常勤又は非常勤の嘱託を置くことができる。
- 3 第 1 項の専任教師のうち 1 名を実習調整者とする。

第 9 章 学校運営会議等

(学校運営会議)

- 第 38 条 学校運営に関する重要な事項を審議するため、学校運営会議を置く。

- 2 学校運営会議は、学校長、副学校長、事務部長及び教務主任、学校を置く医療施設の看護部長及び学校を設ける支部の事務局長、その他学校長が必要と認める者をもって運営し、学校長が定時及び臨時に招集しその議長となる。ただし、必要に応じ、学校長が指名する職員を出席させることができる。
- 3 学校運営会議の審議事項は、学校長が別に定める。

(教育会議)

- 第 39 条 教育に関する重要な事項を審議するため、教育会議を置く。

- 2 教育会議は、学校長、副学校長、教務主任、専任教師及び学校設置病院の教育担当者、その他学校長が必要と認める者をもって運営し、学校長が定時及び臨時に招集しその議長となる。ただし、必要に応じ、学校長が指名する職員を出席させることができる。
- 3 教育会議の審議事項は、学校長が別に定める。

(教職員会議)

- 第 40 条 学校運営に関する実務的な事項を審議し、校内における総合的な連絡調整を図るため、教職員会議を置く。
- 2 教職員会議は学校長、副学校長、事務部長、及び教務主任、専任教師、事務管理係長、主事等をもって運営し、学校長が定時及び臨時に招集しその議長となる。ただし、必要に応じ、学校長が指名する職員を出席させることができる。
 - 3 教職員会議の審議事項は、学校長が別に定める。

(教師会議)

- 第 41 条 教育に関する具体的な事項を審議するため、教師会議を置く。
- 2 教師会議は、副学校長、教務主任及び専任教師をもって運営し、副学校長が定時及び臨時に招集しその議長となる。ただし、必要に応じ、副学校長が指名する職員を出席させることができる。
 - 3 教師会議の審議事項は、学校長が別に定める。

(講師会議)

- 第 42 条 各教科の授業に関する協議や連絡調整を図るため、講師会議を置く。
- 2 講師会議は、学校長、副学校長、教務主任、専任教師及び講師をもって運営し、学校長が定時及び臨時に招集しその議長となる。
 - 3 講師会議の協議事項は、学校長が別に定める。

第 10 章 健康管理

(健康管理)

- 第 43 条 学校長は、学校長が別に定めるところにより学生の健康管理を行うものとする。
- 2 前項の健康管理は、原則として別表第 3 の健康診断票により行うものとする。

第 11 章 賞 罰

(表彰)

- 第 44 条 学校長は、表彰に値する行為を行った学生を表彰することができる。

(懲戒)

- 第 45 条 本校の学則等に違反し、又は学生としての本文に反する行為をした者は、学校長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - (1) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (2) 正当の理由がなくて出席が常でない者
 - (3) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 12 章 雑 則

(細則の制定)

第 46 条 この学則を施行するために必要な細則は、学校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この学則施行の日前に、現に在学している学生については、改正後の学則にかかわらず、改正前の学則を適用するものとする。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 18 年度入学生から適用する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、平成 19 年度入学生から適用する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度入学生から適用する。

附 則

この規則は、平成 20 年 10 月 10 日から施行する。ただし、別表第 1 による教育課程及び学則第 29 条の卒業の認定に必要な単位の修得については、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度入学生から適用

する。

附 則

この規則は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条の改正規定は平成 26 年度入学生から第 31 条第 2 項の改正規定については平成 27 年度入学生から適用する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する（第 7 条、第 13 条第 2 項、第 28 条第 2 項の改正）。ただし、第 26 条、第 29 条第 1 項、第 31 条第 2 項の改正規定については令和 4 年度入学生から適用する。

別表第1【教育課程】

教育内容		単位数 (時間数)	授業科目	内容	単位数	時間数	
基礎分野	科学的思考の基盤	15	哲学	哲学とは ソクラテスの対話	1	30	
			教育	教育とは何か、学校とは何か	1	30	
			細胞生物学	細胞、遺伝情報の発現、バイオテクノロジーと医療	1	30	
			行動科学	行動の測定(知的行動、性格、学習)健康行動	1	15	
			心理学	知能、性格、学習とはなにか	1	30	
	人間と生活、社会の理解		情報科学	情報機器基本操作、遠隔地コミュニケーション	1	30	
			人間関係論(家族論含む)	対人関係、カウンセリング、家族の人間関係	2	45	
			英語 I	リスニング・スピーキングの基礎	1	30	
			英語 II	日常生活で使用される表現	1	30	
			英語 III	臨床現場で使われる医療英語、会話や英語表現	1	30	
基礎分野小計	異文化論・グローバルヘルス	グローバルヘルスの現状と課題、異文化的背景の理解	1	30			
	保健体育	運動を通してのコミュニケーション	1	30			
	人権と赤十字	人権擁護の理解	1	30			
	赤十字活動	ボランティア活動	1	15			
	15		15	405			
	専門基礎分野	人体の構造と機能	16	解剖生理学 I	人体の構成と要素・恒常性維持(体液・体温)	1	30
				解剖生理学 II	恒常性維持(神経・感覚器他)	1	30
				解剖生理学 III	消化・呼吸・排泄・生殖	1	30
				形態機能学	日常生活行動を成り立たせる体の仕組みの理解	1	15
				生化学	生体を構成する物質、生体内の物質代謝	1	30
栄養学				栄養学と看護、臨床栄養	1	15	
微生物学				感染とその予防、主な病原微生物	1	30	
臨床薬理学				主な疾患に用いられる薬剤、安全な取り扱い	1	30	
病理学				細胞とその変化、修復と再生	1	15	
疾病の成り立ちと回復の促進				疾病論 I	呼吸器、循環器	1	30
		疾病論 II		消化器、血液・造血器、腎臓	1	30	
		疾病論 III		脳神経、内分泌・代謝、アレルギー・膠原病・感染	1	30	
		疾病論 IV		運動器、眼、皮膚、耳鼻咽喉、泌尿器、女性生殖	1	30	
		総合治療論 I		外科治療・麻酔治療	1	30	
		総合治療論 II		放射線治療・臨床検査・リハビリテーション	1	30	
健康支援と社会保障制度		災害医療論 I		災害と法律、各種災害訓練への参加	1	15	
		公衆衛生学		環境と健康、感染症と予防対策、母子保健など	1	30	
		社会福祉学		社会保障制度と社会福祉、公的扶助	1	30	
		社会保障制度		概念、医療制度、介護保険、障害者の福祉	1	15	
		医療概論		医学・医療の歩み、現代医学の諸問題	1	15	
		災害医療論 II		災害時医療、健康被害、赤十字救急法	1	30	
関係法		衛生法		1	15		
22		22	555				
専門分野	基礎看護学	11	看護学概論	看護への導入、看護の歴史	1	30	
			基礎看護技術 I - A	コミュニケーション、記録・報告、感染予防、予薬	1	30	
			基礎看護技術 I - B	バイタルサイン、フィジカルアセスメント、環境	1	30	
			基礎看護技術 II - A	活動、運動、身体の清潔	1	30	
			基礎看護技術 II - B	排泄、休息・睡眠、呼吸、安楽	1	30	
			基礎看護技術 III	診療に伴う援助技術	1	30	
			基礎看護技術 IV	ベッドメイキング、清拭、導尿など技術演習・技術試験	1	15	
			基礎看護技術 V - A	看護場面のシミュレーション(臨床判断能力育成)	1	15	
			基礎看護技術 V - B	看護過程演習	1	30	
			臨床看護総論	経過別、主要症状、治療処置	1	30	
			看護研究	目的と方法、ケーススタディ作成・発表	1	30	
	地域・在宅看護論	6	地域・在宅看護概論	在宅看護の概念、地域包括ケアシステム、多職種連携	1	15	
			地域・在宅看護論 I	地域療養を支える制度、社会資源の活用	1	15	
			地域・在宅看護論 II	訪問看護シミュレーション、対象者を支援するための看護	2	45	
			地域・在宅看護論 III	療養生活を支える看護技術	1	15	
			地域・在宅看護論 IV	赤十字健康生活支援講習支援員養成講習	1	15	
	成人看護学	6	成人看護概論	成人期の成長発達の特徴	1	30	
			成人看護援助論 I	健康生活の理解と健康生活を促すための看護技術	1	30	
			成人看護援助論 II - A	呼吸器、循環器循環器	1	30	
			成人看護援助論 II - B	消化器、血液・造血器、腎臓	1	30	
			成人看護援助論 II - C	脳神経、内分泌・代謝、アレルギー・膠原病・感染	1	30	
	老年看護学	4	成人看護援助論 II - D	皮膚、女性生殖、泌尿器	1	30	
			老年看護概論	老年期の対象の特徴	1	15	
			老年看護援助論 I	高齢者の生活理解と加齢による生活の変化	1	30	
			老年看護援助論 II	高齢者看護の基本技術と健康障害の特徴	1	30	
	小児看護学	4	老年看護援助論 III	老年期の健康障害をもつ対象の理解と看護実践の方法	1	30	
			小児看護概論	こどもを取り巻く社会、小児の成長発達の特徴	1	15	
			小児看護援助論 I	看護技術と経過別・症状別看護	1	30	
			小児看護援助論 II	疾病の診断、治療	1	30	
	母性看護学	4	小児看護援助論 III	基本的知識と援助方法	1	30	
			母性看護概論	ライフサイクルにおける母性の概念	1	15	
			母性看護援助論 I	妊娠・分娩・産褥期の身体的特徴の理解と疾病の診断、治療	1	30	
			母性看護援助論 II	妊娠・分娩期の看護	1	30	
	精神看護学	4	母性看護援助論 III	産褥期・新生児期の看護	1	30	
			精神看護概論	ライフサイクルにおけるこころの成長発達と健康	1	15	
			精神看護援助論 I	精神保健の理解と福祉活動・福祉制度	1	30	
			精神看護援助論 II	疾患の診断・治療	1	15	
	看護の統合と実践	4	精神看護援助論 III	精神に障害をもつ人の理解と援助方法	1	30	
			災害看護	災害看護基礎知識、災害想定訓練、災害時の国際協力	1	30	
			看護マネージメント	リーダーシップとマネージメント、キャリア形成	1	15	
			医療安全	基礎知識、安全における看護の専門性の理解	1	30	
	看護技術統合演習	複数患者の行動計画立案、机上シミュレーション	1	30			
	43		43	1095			
臨地実習	基礎看護学	3	基礎看護学実習 I	看護の対象の理解	1	45	
			基礎看護学実習 II	基本的なニーズを充足させるために必要な日常生活援助	2	90	
	地域・在宅看護論	4	地域・在宅看護論実習 I	地域の保健医療福祉サービスと看護の役割	2	90	
			地域・在宅看護論実習 II	病院と地域をつなぐ看護の役割	2	90	
	成人看護学	4	成人看護学実習 I	急激な健康破綻、慢性・長期的疾患を有する対象の看護	2	90	
			成人看護学実習 II	人生最期の時を支える看護	2	90	
	老年看護学	3	老年看護学実習 I	高齢者のコミュニケーションと社会資源の活用	1	45	
			老年看護学実習 II	老年期で健康に障害をもつ人の看護	2	90	
	小児看護学	2	小児看護学実習	対象に応じた看護	2	90	
	母性看護学	2	母性看護学実習	対象に応じた看護	2	90	
精神看護学	2	精神看護学実習	対象に応じた看護	2	90		
看護の統合と実践	3	看護統合実習 I	チームメンバー・チームリーダーの役割	1	45		
		看護統合実習 II	看護マネジメント、複数患者の優先順位、夜間実習	2	90		
23		23	1035				
66		66	2130				
総計		103単位			103単位	3090時間	

別表第 2 を次のように定める。

《納付金》

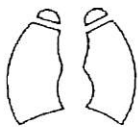
種 類	金 額
受 験 料	20,000 円
入 学 金	150,000 円
授 業 料	400,000 円
施設整備費	50,000 円

健 康 診 断 票

		年度入学生
学 籍 番 号		
氏 名		

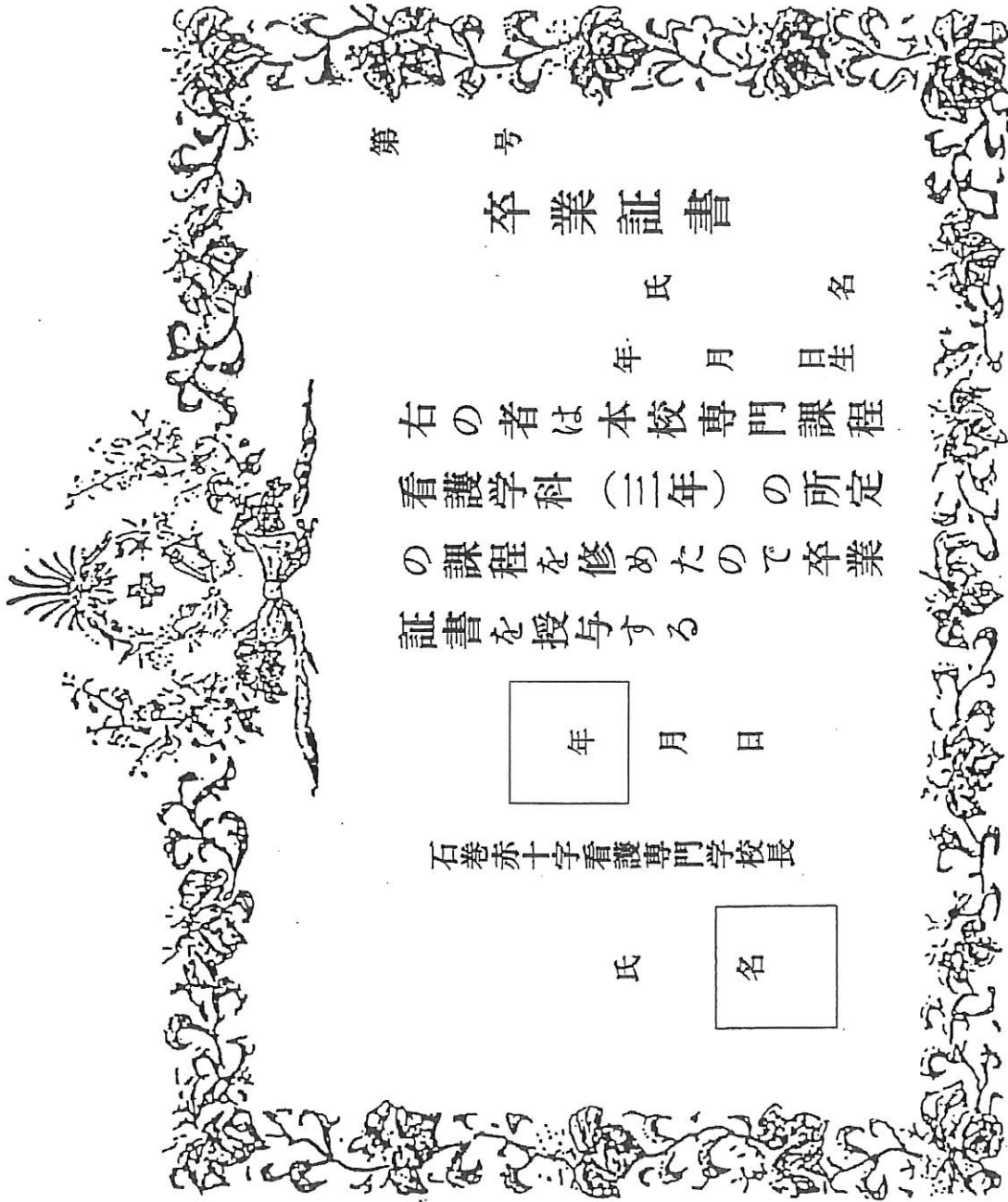
石巻赤十字看護専門学校

氏名		生年月日	年 月 日生	血液型 (RH)
----	--	------	--------	-----------

項目 \ 学年		学 年	
健康診断年月日		年 月 日	
身長・体重		cm	kg
視力	右	-----	
	左	-----	
聴力	右	-----	
	左	-----	
血 圧		mmHg	
検 尿	蛋 白	-----	
	糖	-----	
潜 血		-----	
レントゲン写真所見			
撮 影 年 月 日		-----	
フ ィ ル ム 番 号		-----	
呼吸器症状の有無		-----	
心臓の疾病及び異常		-----	
校医所見及び指示		-----	
校 医 氏 名			印
印			
本人の既往歴		-----	
特 記 事 項		-----	
備 考		-----	

- 1 この票は、在学中の健康診断に関する一切の事項を記載する。
- 2 この票に記載する事項は、在学中の健康状況の保持改善の資料とする。
- 3 この票の保存期間は、当該学生の卒業後5年間とする。
- 4 この票の記載については、次のとおりとする。
 - (1) 記載すべき内容はこの票のとおりとし、在学中の記録を記載するものとする。
 - (2) 特記事項欄には、特異体質などについて記載するものとする。また、備考欄には、臨時に実施した健康診断等の結果を記載するものとする。
 - (3) 健康診断は、各学年4月30日までに実施するものとする。
- 5 卒業に際し（あるいは在学中）本人が希望し、かつ学校も適当と認めた場合は原簿の一部または全部をコピーしても差し支えない。

46.5cm



第 号

卒業証書

氏 名

年 月 日生

右の者は本校専門課程
 看護学科（三年）の所定
 の課程を修めたので卒業
 証書を授与する

年 月 日

石巻赤十字看護専門学校長

氏 名

書式第二号

第 号

称 号 授 与 書

専 門 課 程 看 護 学 科

氏 名

生 年 月 日

右の者に、文部科学大臣告示（平成六年文部省告示第八十四号）により、

専門士（医療専門課程看護学科）の称号を授与する

年 月 日

石巻赤十字看護専門学校長

氏 名 印